

令和8年度  
小平市立小平第一小学校  
『いじめ防止基本方針』

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること（いじめ防止対策推進法第一条）そして、いじめがどの子にもまた、どの学級にも起こりうることを深く認識し、いじめ防止対策推進法第十三条に基づき、本校の実態に応じ、本校におけるいじめ防止のための対策に関する基本的な方針を以下に定めるものとする。

## 1 いじめの定義

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法第二条に基づく。すなわち、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめ問題に対する基本方針

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどのこどもにも、どの学校でも起こりうる」「どのこどもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対処を徹底し、解決に向けて取り組む。  
また、いじめ防止の取組の実効性を点検し、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを図る。

## 3 いじめ防止の対策のための組織

「いじめ対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）を設置して、日常的、定期的に児童の情報を共有し、組織的に対応する。いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎや情報提供を行う。  
また、「いじめ対策委員会」を支援する組織として、学校サポートチームを活用する。

[いじめ対策委員会（構成メンバー：7名）]  
校長・副校長・主幹教諭（教務主任）・生活指導主任・指導教諭・経営支援主任  
養護教諭  
\*いじめが確認された場合は、当該児童が在籍する学年主任と担任が入る。  
\*必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや外部専門家を活用する。

[学校サポートチーム]  
○学校経営協議会○学校保健委員会（学校医）○民生児童委員  
○一小地区青少年対策委員会○PTA運営メンバー

## 4 いじめ防止等に関する取組

### (1) 未然防止

- ①特別活動や道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、自己肯定感を高める教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。いじめは絶対に許されないことを自覚するように継続した意識啓発に努める。

- ◎いじめに関する授業の実施（年3回：学期1回）  
（児童向けリーフレットを用いて資料を基に学級で話し合う等）
- ◎特別活動を中心とした自己肯定感を高める教育の充実
- 週1回の道徳の授業の確実な実施
- 朝の会・帰りの会を活用した心を耕す講話の実施
- 問題を抱えたこどもへの積極的な働きかけ

②児童及びその保護者並びに本校教職員に対し、いじめ防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発とその他必要な措置を講ずる。

- ◎年度当初に児童、保護者、地域へ学校いじめ防止基本方針について周知する。
- ◎全校朝会や学級指導の時間を通して、いじめ防止の重要性等について、児童の意識を高揚させる。
- 学校だより等を通して、いじめ防止の重要性等について、保護者・地域住民の意識を高揚させる。

③児童会の議題でいじめ問題を取り上げ、各学級の実態やいじめの未然防止のための方策を話し合わせて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。

- ◎児童会による主体的な取組（いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等）

④インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進

- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるようセーフティ教室等で児童・保護者に対し、必要な啓発活動を行う。
- 児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭と連携したルール作り等、保護者の協力を依頼する。

⑤いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質の向上

- 教職員のいじめ防止等のための対策に関する研修を年3回（7月・11月・2月）実施し、いじめについての正しい知識、法、基本方針、生徒指導提要及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの理解を促進する。
- いじめ防止基本方針を全教職員が説明できるように随時研修を行う。
- 年1回、人権教育に関する校内研修会を実施する。

## (2) 早期発見

①いじめを早急に発見するため、本校に在籍する児童に対するアンケート調査、その他の必要な措置を講ずる。

- ◎調査時期は、6月・11月・2月の「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回実施する。
- ◎軽微ないじめも生活指導主任、管理職に報告することを徹底する。
- 「いじめ発見チェックシート」を活用するなど、いじめの確実な発見のための指導を月1回実施する。
- 校内巡回による児童観察を行う。

②本校に在籍する児童及びその保護者並びに本校の教職員がいじめに係わる相談を行うことのできる体制を整備する。

- ◎スクールカウンセラーによる第5学年全員の面接の実施。
- ◎児童、保護者からの相談については、学級担任が窓口になり、学年主任・生活指導主任・副校長・校長に連絡する。
- 児童に対する面接の実施。（年1回以上）

### (3) 早期対応

- ①発見・通報を受けた教職員は、「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、いじめの事実確認を速やかに徹底して行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって小平市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に迅速に連絡し、いじめの事実を正確に説明する。
- ②いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、児童又はその保護者に対する支援を行う。
- ③いじめを行った児童に直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行う。また、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。
- ④いじめの解消は「いじめ対策委員会」で総合的に検討した上で校長が判断する。その後も継続して指導・支援を行う。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
- ⑥学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ⑦児童の進学時に進学先への適切な引継ぎ及び情報共有を確実にを行う。
- ⑧いじめの対応経過及び学校いじめ対策委員会の対応の記録を作成し、保管することを徹底する。

## 5 いじめへの対処

### (1) いじめの認知

いじめは、相手を傷つける意図がなくても、相手が嫌だと感じている行動や言動が含まれる。児童や保護者が「いじめではない」と思っている場合、対象の児童が苦しんでいる場合は、それをいじめとして認知し、対応する。いじめを認知することは、児童の苦痛を受け止め、ケアすることと捉える。

### (2) いじめの解消に向けた取り組み

#### ①いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童の安全を確保するため、状況を細かく把握する。授業中や休み時間、放課後などに複数の教職員で声かけや面談を行い、児童を見守る。心のケアは、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーと連携して行う。いじめの影響で授業に参加できない場合、別室での学習支援やオンライン授業を実施し、学習の支援を行う。

#### ②いじめをした児童への対応

いじめをした児童には、自らの行為の問題点に気付かせる指導を行う。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、心のケアを行い、状況に応じて継続的な支援を行う。重大な場合は、警察や児童相談所と連携して対応する。

#### ③学校内での対応

いじめを発見した教職員は、すぐに校長やいじめ対策委員会に報告し、関係教職員で状況を確認して対応する。校長は保護者に状況を説明し、家庭での協力を得ながら解決に向けた指導を行う。いじめが犯罪行為に当たる場合、警察と連携して対応する。

### (3) いじめ解消の基準

いじめが解消されたと判断するための基準は、いじめが少なくとも3か月間継続して止んでいること、また、いじめられていた児童が苦痛を感じていないことである。学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携して、信頼できる教職員により、秘密が確実に守られる場所で児童の状況を丁寧に確認する。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項により、次のように定義されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### 一 に該当する事案について

例えば ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合  
○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など

#### 二 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

#### 一・二 に共通すること

また、児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

参考：【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定  
〔最終改定 平成29年3月14日〕】

### (2) 重大事態発生時の対応

いじめが疑われる場合、学校は迅速に情報を収集し、学校いじめ対策委員会を開く。児童に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合は、警察と連携し、対応を行う。教育委員会とも情報を共有し、必要に応じて指導・助言を受ける。

### (3) 調査と対応

重大事態が疑われる場合、学校は速やかに調査を開始する。調査の結果に基づき、再発防止策を講じ、児童への影響を最小限に抑えるための措置を取る。

### (4) 報告と再調査

重大事態の調査結果は、保護者や関係機関に適切に報告される。必要に応じて再調査が行われ、その結果に基づいて対策を強化する。

## 7 いじめ防止の評価と見直し

学校は、いじめ防止に向けた取り組みの効果を定期的に評価し、必要に応じて改善を行う。また、いじめ防止に関する情報を保護者や地域と共有し、協力を得ながら、全員でいじめをなくすための努力を続ける。

この方針は、児童が安全で安心して学校生活を送るために、いじめを防止し、早期に対応するための基盤となるものである。全教職員が協力し、学校全体でいじめのない環境を作り上げることを目指す。